

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 11月 21日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 67号

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則（平成3年新潟市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ひとり親家庭等医療費助成受給資格認定申請書（別記様式第1号）」を「別に定める申請書」に改める。

第5条第1項中「新潟市ひとり親家庭等医療費助成受給者証（別記様式第2号。）」を「別に定める受給者証（）」に改め、同条第2項中「ひとり親家庭等医療費助成受給資格認定申請却下決定通知書（別記様式第3号）」を「別に定める通知書」に改める。

第7条第1項中「ひとり親家庭等医療費助成受給資格更新申請書（別記様式第1号）」を「別に定める更新申請書」に改め、同条第4項中「ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（別記様式第4号）」を「別に定める再交付申請書」に改める。

第9条第1項中「ひとり親家庭等医療費助成助成金支給申請書（別記様式第5号）」を「別に定める支給申請書」に改め、同条第4項中「ひとり親家庭等医療費助成助成金支給申請書（入院時生活療養費用）（別記様式第6号）」を「別に定める支給申請書」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

| 入院医療の必要性の高い者以外の者 | | 入院医療の必要性の高い者 | |
|------------------|-------|--------------|-------|
| 減額認定証の区分 | 限度額/食 | 減額認定証の区分 | 限度額/食 |
| 生活療養に係る減額認定証 | 170円 | 生活療養に係る減額認定証 | 230円 |

| | | | |
|---|------|---|------|
| の適用区分欄に区分オ（境界層該当者を除く。）又は区分Ⅱの適用がある旨の記載がある者 | | の適用区分欄に区分オ（境界層該当者を除く。）又は区分Ⅱの適用がある旨の記載がある者（長期入院非該当：入院期間90日まで） | |
| | | 生活療養に係る減額認定証の適用区分欄に区分オ（境界層該当者を除く。）又は区分Ⅱの適用がある旨の記載がある者（長期入院該当：入院期間90日超え） | 180円 |
| 生活療養に係る減額認定証の適用区分欄に区分Ⅰ（高齢福祉年金受給者又は境界層該当者を除く。）の適用がある旨の記載がある者 | 100円 | 生活療養に係る減額認定証の適用区分欄に区分Ⅰ（境界層該当者を除く。）、区分Ⅰ（高齢福祉年金受給者）又は境界層該当者の適用 | 110円 |
| 生活療養に係る減額認定証の適用区分欄に区分Ⅰ（高齢福祉年金受給者）又は境界層該当者の適用がある旨の記載がある者 | 110円 | がある旨の記載がある者 | |

別記様式第1号から別記様式第6号までを削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年6月1日から適

用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。